

No.9 人権尊重社会の実現＜人権＞ （人権・社会教育課）

令和5年度までにめざす姿

- ①あらゆる差別の解消と男女共同参画社会の実現に向けて、身のまわりの差別や不合理に気づき、考え、行動する人づくりに取り組みます。
- ②保小中一貫した人権教育に、地域と家庭と連携しながら取り組みます。

令和元年度にめざした成果

- ①差別解消三法を柱にした人権学習、人権啓発活動の充実と住民主体の人権学習機会を拡充します。
- ②保小中でのミカエル・プログラムの実施と振り返り、検証によってプログラムの修正をします。

令和元年度にめざした活動

- ①「本人通知制度」の啓発活動の継続と人権学習推進委員、各協議会と連携した人権学習を推進します。
- ②ミカエル・プログラムの実施状況の確認と検証をします。

令和元年度の成果

- ①人権学習推進委員と連携することにより、地域での小集落単位の人権学習が広がりつつあります。
- ②町内の全保小中で、ミカエル・プログラムについての職員研修を実施できました。

令和元年度の問題

- ①地域での人権学習の機会を通じて「本人通知制度」の啓発をすすめていますが、申請方法等の課題もあり、登録へ繋がりにくい状況があります。
- ②ミカエル・プログラムの振り返りと検証の実施が不十分です。

令和2年度以降の方策

（1）達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①人権会議会員や人権学習推進委員などを中心に、人権学習の機会がより広がるよう連携をとりながら進めていきます。
- ②各園、各校の人権担当者がプログラムの説明ができるよう指導者養成を行います。

（2）解決すべき問題への方策

- ①「本人通知制度」の周知と申請方法の見直しを継続します。
- ②人権担当者会を通じてプログラムの振り返りと検証を実施します。

（3）新たに取り組む方策

- ①人権教育、啓発活動の柱となる総合計画改定へ着手します。